

外貨普通預金約款 新旧対照表

旧	新
<p>第21条（本契約の終了等）</p> <p>2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合または該当すると合理的に判断される場合、本契約の終了またはお客さまからの注文の一部または全部の受け付けの停止をすることができるものとします。なお、当社は、本項に基づき本契約を終了する場合、お客さまの同意を得ることなく、未約定のお客さまの注文の受付を取り消すものとします。</p> <p>(1) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反した場合</p> <p>(2) お客さまが本約款の変更に同意しない場合</p> <p>(3) お客さまが第2条第2項各号に定める要件を満たさなくなった場合</p> <p>(4) 普通預金口座が解約された場合</p> <p>(5) お客さまが死亡した場合</p> <p>(6) 預金口座取引一般規定のほか当社が定める他の規定等に違反した場合</p> <p>(7) お客さまの外貨普通預金残高が0円の状態が6ヶ月以上続いた場合</p> <p>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合</p>	<p>第21条（本契約の終了等）</p> <p>2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合または該当すると合理的に判断される場合、本契約の終了またはお客さまからの注文の一部または全部の受け付けの停止をすることができるものとします。なお、当社は、本項に基づき本契約を終了する場合、お客さまの同意を得ることなく、未約定のお客さまの注文の受付を取り消すものとします。</p> <p>(1) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反した場合</p> <p>(2) お客さまが本約款の変更に同意しない場合</p> <p>(3) お客さまが第2条第2項各号に定める要件を満たさなくなった場合</p> <p>(4) 普通預金口座が解約された場合</p> <p>(5) お客さまが死亡した場合</p> <p>(6) 預金口座取引一般規定のほか当社が定める他の規定等に違反した場合</p> <p>(7) お客さまの外貨普通預金残高が0円の状態が6ヶ月以上続いた場合</p> <p>(8) お客さまがお客さまの名において第三者に本取引を行わせた場合</p> <p>(9) お客さまの本取引の利用およびお客さまが、法令に違反する、公序良俗に反する、またはそれらのおそれがあるなど、当社が必要と判断した場合</p> <p>(10) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合</p>

外貨定期預金約款 新旧対照表

旧	新
<p>第23条（本契約の終了等）</p> <p>2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合または該当すると合理的に判断される場合、本契約の終了またはお客さまからの注文の一部または全部の受け付けの停止をすることができるものとします。なお、当社は、本項に基づき本契約を終了する場合、お客さまの同意を得ることなく、未約定のお客さまの注文の受付を取り消すものとします。</p> <p>(1) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反した場合</p> <p>(2) お客さまが本約款の変更に同意しない場合</p> <p>(3) お客さまが第2条第2項各号に定める要件を満たさなくなった場合</p> <p>(4) 円普通預金口座又は外貨普通預金口座が解約された場合</p> <p>(5) お客さまが死亡した場合</p> <p>(6) 預金口座取引一般規定のほか当社が定める他の規定等に違反した場合</p> <p>(7) お客さまの外貨普通預金及び外貨定期預金の残高が共に0円の状態が6ヶ月以上続いた場合</p> <p>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合</p>	<p>第23条（本契約の終了等）</p> <p>2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合または該当すると合理的に判断される場合、本契約の終了またはお客さまからの注文の一部または全部の受け付けの停止をすることができるものとします。なお、当社は、本項に基づき本契約を終了する場合、お客さまの同意を得ることなく、未約定のお客さまの注文の受付を取り消すものとします。</p> <p>(1) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反した場合</p> <p>(2) お客さまが本約款の変更に同意しない場合</p> <p>(3) お客さまが第2条第2項各号に定める要件を満たさなくなった場合</p> <p>(4) 円普通預金口座又は外貨普通預金口座が解約された場合</p> <p>(5) お客さまが死亡した場合</p> <p>(6) 預金口座取引一般規定のほか当社が定める他の規定等に違反した場合</p> <p>(7) お客さまの外貨普通預金及び外貨定期預金の残高が共に0円の状態が6ヶ月以上続いた場合</p> <p>(8) お客さまがお客さまの名において第三者に本取引を行わせた場合</p> <p>(9) お客さまの本取引の利用およびお客さまが、法令に違反する、公序良俗に反する、またはそれらのおそれがあるなど、当社が必要と判断した場合</p> <p>(10) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合</p>